

**令和 8 年度
短期間・短時間雇用応援助成事業
実施要綱**

公益財団法人 熊本県雇用環境整備協会

1. 目的

この事業は、人件費高騰等の影響により人材不足の課題を抱える中、“多様な働き方”を推進するなど、具体的な取組みを行う県内中小企業等を応援するため、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会(以下「協会」という。)が予算の範囲内において、県内中小企業等が「短時間正社員制度」(以下「制度」という。)を新たに規定した場合、又は制度により短時間正社員に転換等した場合に助成を行うとともに、県内中小企業等が短時間・単発の雇用契約を仲介する民間サービス(以下「スポットワーク仲介サービス」という)を利用した際に支払う手数料の一部を助成することで、新たな雇用を創出し地域経済の振興及び県内中小企業等の人手不足解消・持続的な賃上げの実現に寄与することを目的とする。

2. 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 直接雇用

事業者と労働者が直接に雇用契約を締結し、賃金支払、社会保険手続、労務管理等の責任を事業者が負う雇用形態をいう。

(2) 外部労働市場

事業所外に存在する求職者や転職希望者等を採用・募集するための労働力供給の場(求人媒体、公共職業安定所、民間紹介事業者等)をいう。

(3) 社会保険労務士等

社会保険労務士、弁護士、行政書士をいう。

(4) 正規雇用労働者

次のアからウまでのいずれにも該当する労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 所定労働時間が同一の事業者には雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること(就業規則その他これに準ずるものに規定する通常の労働者の所定労働時間が明確ではない場合、他の通常の労働者と比べて所定労働時間が同等であること)。

(5) 短時間正社員

次のアからエまでのいずれにも該当する労働者をいう。

ア 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。

イ 派遣労働者として雇用されている者でないこと。

ウ 所定労働時間が同一の事業者には雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。

エ 同一の事業者には雇用される正規雇用労働者の労働条件が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業者には雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。

(6) 短時間正社員制度

所定労働時間が同一の事業者には雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者を直接雇用する制度をいう。

(7) 対象労働者

次のア又はイのいずれかに該当する労働者をいう。

ア 厚生労働省所管の両立支援等助成金に掲げる理由(介護、育児、不妊治療等)に該当する者を除き、当該理由以外の事情により正規雇用労働者から短時間正社員に転換を希望する者であること。

イ 満60歳未満(雇用開始日現在)で、外部労働市場において短時間正社員としての直接雇用を希望する者であること。

(8) 転換日

対象労働者を短時間正社員に転換した場合における、雇用契約書、労働条件通知書等に記載された短時間正社員としての労働条件の変更日をいう。

(9) 雇用開始日

対象労働者を外部労働市場から短時間正社員として直接雇用した場合における、雇用契約書、労働条件通知書等に記載された短時間正社員としての労働の開始日をいう。

(10) スポットワーク

時間単位や1日単位の短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもと働く就業形態をいう。

(11) スポットワーク仲介サービス事業者

デジタル技術(スマートフォンのアプリケーション等)を用いて、スポットワークの仲介サービス事業を行う有料職業紹介事業者をいう。

3. 助成事業対象期間

令和8年4月1日～令和8年12月31日

4. 助成対象事業者

【 共通 】

事業者で次のいずれにも該当する者であること

- (1) 中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第2項に規定する中小企業者等並びに同法上に規定のない法人又は組合で理事長が特に認める者であって、別表第1に掲げる者であること。(以下、「県内中小企業等」という。)
- (2) 熊本県内に本店、支店、営業所等を有していること
- (3) 労働基準法(昭和22年法律第49号)等の労働関係法令を遵守している事業者であること。
- (4) 国又は地方公共団体の各種助成金等において、過去3年以内に不正受給(偽りその他不正の行為により、本来受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとする。)をした事業者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する接待飲食等営業(料亭を除く。)及び性風俗関連特殊営業又はこれらの営業を受託して営業を行う事業者でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社再生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われていないこと。

- (7) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする法人もしくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる事業者でないこと。
- (8) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (9) 国、地方公共団体その他の団体等から同一の申請内容で助成金等の支給を受けておらず、今後受ける予定もないこと。
- (10) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等、助成金の支給が適当でない認められる事業者でないこと。

【短時間正社員制度導入助成金】

上記共通要件に加え、次の全ての要件を満たす事業者であること

- (1) 社会保険労務士等に就業規則その他これに準ずるものに制度を新たに規定するために報酬を支払った事業者、又は制度により対象労働者を短時間正社員に転換等し、当該転換日から起算して1か月以上の期間継続して雇用した事業者であること。
- (2) 短時間正社員に転換等した者の就業場所が熊本県内であること。

【スポットワーク活用助成金】

上記共通要件に加え、次の全ての要件を満たす事業者であること。

- (1) 対象スポットワーク仲介サービス事業者(別表第2)を利用して雇用契約を締結した者の就業場所が熊本県内であること。
- (2) 労働者災害補償保険に加入し保険料の滞納がないこと。

5. 助成金額

総額 11,000 万円

※利用表明金額が助成金額の上限に達した時点で終了とする。

6. 助成等対象経費

【短時間正社員制度導入助成金】

助成金の額は、次の各号を合算した額とする。

- (1) 社会保険労務士等に就業規則その他これに準ずるものに当該制度を新たに規定するために支払った実支出額(消費税額、地方消費税額、振込手数料は除く。)に3/4を乗じて得た額(上限額10万円)とし、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

※令和8年11月30日までに制度を規定していること。

- (2) 制度により、短時間正社員に転換又は外部労働市場から短時間正社員として直接雇用し、かつ、当該転換日又は当該雇用開始日から起算して1か月以上の期間継続して雇用している対象労働者(2定義(7)ア・イ参照。)1名につき10万円(対象労働者3名まで)。

※対象労働者:令和8年11月30日までに制度により転換等行っていること。

【スポットワーク活用助成金】

助成金の額は、対象期間において対象スポットワーク仲介サービス事業者を利用し、雇用が成立したことへの対価として支払った手数料(補償料、交通費、消費税額、地方消費税額、振込手数料は除く。)に3/4を乗じて得た額とし、百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる(上限額30万円)。

7. 申請方法

助成金を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、以下の所定様式に必要事項を記入の上、添付書類とともに助成金事務局に提出するものとする。

提出方法については、メール若しくは郵送とする(各締切日必着)。

【短時間正社員制度導入助成金】

〈助成金利用の意思表示〉

◎申請書類

短時間正社員制度導入助成金利用表明書(様式第1号(短))

◎添付書類

- (1)誓約書(様式第2号(共通))
- (2)熊本県内に事業所を有していることが確認できる書類の写し(確定申告書・登記簿謄本・営業許可証・個人事業所開業届等)
- (3)熊本県税に未納がないことを確認できる書類の写し(納税証明書等)
- (4)制度を新たに規定した後の労働基準監督署の受理印がある就業規則の写しその他これに準ずるものの写し
※労働基準監督署への届出義務がない事業者については様式第1号(短)別紙1〈申立書〉
- (5)制度を新たに規定する前の労働基準監督署の受理印がある就業規則の写しその他これに準ずるものの写し
※労働基準監督署への届出義務がない事業者については様式第1号(短)別紙1〈申立書〉

〈助成金の支給申請及び請求〉

◎申請書類

短時間正社員制度導入助成金支給申請書兼請求書(様式第3号(短))

◎添付書類

- (1)助成対象経費明細書(様式第3号(短)別紙1)
- (2)社会保険労務士等に就業規則その他これに準ずるものに制度を新たに規定するために支払った報酬金額が確認できる書類(請求書、領収書等)の写し
- (3)対象労働者の転換日又は雇用開始日に雇用されていた正規雇用労働者の労働条件等が確認できる書類の写し(雇用条件通知書・雇用契約書・労働者名簿等)
- (4)対象労働者の転換日前後又は雇用開始日後の労働条件等が確認できる書類の写し(新旧雇用条件通知書・新旧雇用契約書、労働者名簿等)
- (5)対象労働者の転換日又は雇用開始日から1か月間の出勤状況が確認できる書類の写し

(出勤簿、タイムカード等)

- (6) 助成金の振込先口座がわかる書類の写し(通帳の表・内表紙等)
- (7) 短時間正社員制度導入助成金支給申請チェックリスト(様式第4号(短))
- (8) その他協会が必要と認める書類

【スポットワーク活用助成金】

〈助成金利用の意思表示〉

◎申請書類

スポットワーク活用助成金利用表明書(様式第1号(ス))

◎添付書類

- (1) 誓約書(様式第2号(共通))
- (2) 熊本県内に事業所を有していることが確認できる書類の写し(登記簿謄本・営業許可証・個人事業所開業届等)
- (3) 熊本県税に未納の税額がないことを確認できる書類の写し(納税証明書等)
- (4) その他協会が必要と認める書類

〈助成金の支給申請及び請求〉

◎申請書類

スポットワーク活用助成金支給申請書兼請求書(様式第3号(ス))

◎添付書類

- (1) 助成対象経費明細書(様式第3号(ス)別紙1)
- (2) スポットワーク仲介サービス事業者に支払った手数料の内訳がわかる書類の写し
- (3) スポットワーク仲介サービスの利用内容がわかる書類の写し
- (4) スポットワーク仲介サービス事業者への支払い完了を証する書類の写し
- (5) 労働者災害補償保険に加入し保険料の滞納がないことがわかる書類の写し
- (6) 助成金の振込先口座がわかる書類の写し(通帳の表・内表紙等)
- (7) スポットワーク活用助成金支給申請チェックリスト(様式第4号(ス))
- (8) その他協会が必要と認める書類

8. 申請期間

申請期間は以下のとおりとし、利用表明は1申請者につき1件。支給申請は申請期間内1回限りとする。

ただし、以下の期間に関わらず、利用表明金額が助成金額の上限に達した時点で終了とする。

【短時間正社員制度導入助成金】

- (1) 利用表明期間 : 令和8年6月1日～令和8年11月30日
- (2) 支給申請期間 : 令和8年6月1日～令和9年1月20日

※(1)・(2)について、同時申請も可能とする。

※制度新設にかかった経費にかかる支給申請、短時間正社員転換等にかかる支給

申請のいずれか片方のみの支給申請も可能。

【スポットワーク活用助成金】

- (1) 利用表明期間：令和8年6月1日～令和8年11月30日
(2) 支給申請期間：令和8年6月1日～令和9年2月10日

9. 問合せ及び申請書送付先

〒863-0023 熊本県天草市中央新町12-13 あまスタファロール内

【短期間・短時間雇用応援助成事業事務局】

((株)日本の端から日本を元気に)

《連絡先》 TEL:050-3113-7784

《mail》 kumamotoinfo@genkini.co.jp

10. 調査等の実施

協会は、申請者から申請書類等を受理したときは、内容を審査し、審査に必要と認めるときは、申請者に対し、関係書類の提出または実地調査その他の調査等を行うことができることとし、申請者は、これら調査等に協力しなければならない。

11. 助成金の支払い

協会は、受給資格の有無を審査し、受給資格を有するものと認定した場合は、申請者に対し、【短時間正社員制度導入助成金支給決定通知書(様式第5号(短))】又は【スポットワーク活用助成金支給決定通知書(様式第5号(ス))】により支給する助成金額及び振込日を通知し、通知した期日に指定された口座に助成金を振込むこととする。

なお、振込日については、以下のとおり取扱うこととする。

支給申請受付期間	支給(振込)日
R8年 6月1日～R8年10月30日	R8年11月25日
R8年10月31日～R8年12月28日	R9年1月25日
R8年12月29日～ 最終締切日	R9年2月25日

また、支給の対象とならない場合は、申請者に対し、【短時間正社員制度導入助成金不支給決定通知書(様式第5号の2(短))】又は【スポットワーク活用助成金不支給決定通知書(様式第5号の2(ス))】により不支給の通知を行うものとする。

12. 支給決定の取消し

申請者が次のいずれかに該当すると認められたときは、助成金の支給決定の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の支給を受けたとき
(2) 助成金の支給決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
(3) 「5. 助成対象事業者」に規定する助成対象事業者の条件を満たさないとき

なお、助成決定の取消しにより申請者に損害が生じた場合であっても、協会は損害の責めを負わないものとする。

13. 助成金の返還

助成金の支給決定を取消す場合には、当該助成金の支給を受けた者に対し、【短時間正社員制度導入助成金支給決定取消通知書兼返還命令書(様式第6号(短))】又は【スポットワーク活用助成金支給決定取消通知書兼返還命令書(様式第6号(ス))】により当該助成金の支給決定の全部又は一部を取消す旨を通知するとともに、既に助成金が支給されているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずるものとする。

14. 個人情報の取扱い

協会は、申請者からの申請に関して、公益財団法人熊本県雇用環境整備協会個人情報保護要項に基づき適切に管理するものとする。

15. 帳簿の備付等

申請者が助成金の支給を受けた場合は、助成金に関する帳簿及び関係書類を助成金の支給を受けた日が属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

16. その他

この要綱に定めるもののほか助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

17. 附則

この要綱は、令和8年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年 5月 1日から施行する。

別表第1(4. 助成対象事業者関係)

業種・組織形態	助成対象者
① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
② ゴム製品製造業(※タイヤなど一部を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
③ 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
④ サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
⑤ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
⑥ ソフトウェア業・情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
⑧ 政令で定める業種	資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人事業主
⑨ その他の業種(上記以外) ※農業法人、農業従事者、水産養殖業者、林業者、漁業者はこちらに該当	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
⑩ 組合、連合会	中小企業経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑪ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100名以下の者
⑫ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 財団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑭ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者

別表第2(4. 助成対象事業者関係)

対象スポットワーク仲介サービス事業者 ※
シェアフル株式会社
株式会社タイミー
ディップ株式会社
カイトク株式会社
株式会社ベネッセキャリアオス
株式会社サンレディース
計 6 社

※対象スポットワーク仲介事業者

令和8年4月1日現在において一般社団法人スポットワーク協会会員であり、理事長が指定する事業者とする。